

千葉県医師修学資金貸付制度に係る 非常勤勤務等の常勤換算方法等について

1 換算方法

週当たりの勤務時間に応じて、下記のとおり換算し、義務履行年数とする。

- 3 1 時間以上の場合、義務履行年数 1 年
- 2 8 時間以上、3 1 時間未満の場合、義務履行年数 0. 8 年
- 2 4 時間以上、2 8 時間未満の場合、義務履行年数 0. 7 年
- 2 0 時間以上、2 4 時間未満の場合、義務履行年数 0. 6 年
- 1 6 時間以上、2 0 時間未満の場合、義務履行年数 0. 5 年
- 1 2 時間以上、1 6 時間未満の場合、義務履行年数 0. 4 年
- 8 時間以上、1 2 時間未満の場合、義務履行年数 0. 3 年
- 4 時間以上、8 時間未満の場合、義務履行年数 0. 2 年
- 2 時間以上、4 時間未満の場合、義務履行年数 0. 1 年

※ 勤務時間は、実労働時間ではなく、就労契約上の勤務時間

※ 勤務期間が通年でない場合、義務履行年数に「勤務した月数／12月」を乗じる。

(小数点第2位を切り上げる)

【義務履行例：週25時間で6月勤務する場合】

0. 7年×6月／12月＝0. 4年(小数点第2位を切り上げ)

2 年間における換算の上限

年間における換算の上限は1年分とし、1年分以上の義務履行に相当する勤務を行った場合においても、1年分を超過する勤務実績については非換算とする。

【例(年間勤務)】

地域B群の医療機関で週40時間(1年分)＋地域A群の医療機関で週8時間(0. 3年分)
⇒地域B群(0. 7年分)＋地域A群(0. 3年)

※ 地域A群での勤務実績を優先し、地域B群の0. 3年分を非換算

3 当直勤務

当直勤務の換算については、勤務時間ではなく、宿直(16時間程度)及び日直(8時間程度)の1回を日勤1日分(7時間45分^{※1})として換算した1年間の合計時間を、2015時間(52週×5日×7時間45分)で除した数を義務履行年数(小数点第2位を切り上げ)とする。

なお、年間104時間(52週×2時間)を下限とする。^{※2}

※1 地域の病院で規定している、常勤医師の主な一日あたりの勤務時間

※2 回数にすると、年14回が下限